



マイナ保険証をご利用ください

マイナ保険証を使うメリット

マイナンバーカードを健康保険証として登録・利用することで、いつもの通院でも、その他の場面でもメリットがあります。

より良い医療が可能に

身体の状態やほかの病気の情報に基づいた、より良い医療を受けることができます。

手続きなしで高額な窓口負担が不要に

限度額適用認定証などがなくても、自己負担限度額を超える支払いが免除されます。

確定申告の医療費控除が簡単に

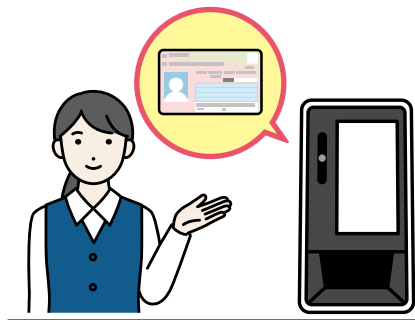
マイナポータルから医療を受けた記録が参照できるため、領収証の提出が不要になります。

今後は救急現場でも活用

搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用されます。

マイナ保険証の利用登録方法

- 医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダー
- スマホ（マイナポータル）
- セブン銀行ATM



町ホームページ



デジタル庁 YouTube 公式チャンネル

※マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしている方は、申請により解除することができます。国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者は各担当へ、それ以外の健康保険に加入している方は、各保険組合にお問い合わせください。

問 マイナンバーカードの健康保険証利用

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分

土日祝：9時30分～17時30分

- マイナンバーカードの申請
住民課☎2111
- 国民健康保険担当
保険医療課☎2173
- 後期高齢者医療保険担当
保険医療課☎2174

国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者の方へ

お手元の健康保険証の
有効期限は **7月31日まで**です。

マイナ保険証の有無にかかわらず、申請なしで令和8年7月末まで使用できる資格情報のお知らせまたは資格確認書を送付します。

有効期限の切れた被保険者証などは、細かく裁断するなどご自身で処分をしてください。

介護保険負担限度額認定

☎ いきいき長寿課☎ 2123

施設サービスや短期入所サービスを利用したときの食費・居住費を軽減する制度です。下表の条件に該当する方は、負担限度額認定の対象となりますので、認定を受ける場合は申請をしてください。

※令和6年度の限度額認定を受けている方には、申請書を後日送付します。

居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	所得の状況※ ¹		預貯金など※ ² の資産の状況	居住費（滞在費）				食費
				従来型個室	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	多床室	
1	世帯全員が住民税非課税	生活保護受給者など	要件なし	550円 (380円)	880円	550円	0円	300円
		老齢福祉年金受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下					
2		前年の合計所得金額+年金収入額の合計金額が80.9万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	550円 (480円)	880円	550円	430円	390円 [600円]
3-①		前年の合計所得金額+年金収入額の合計金額が80.9万円超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370円 (880円)	1,370円	1,370円	430円	650円 [1,000円]
3-②		前年の合計所得金額+年金収入額の合計金額が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,370円 (880円)	1,370円	1,370円	430円	1,360円 [1,300円]

・（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

・[]内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

・区分の決定にあたり、非課税年金（遺族年金、障害年金）を収入に含みます。

・合計所得金額には、公的年金に係る雑所得を控除した金額を用います。

※1 住民票上世帯が異なる配偶者（事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合などは対象外）の所得も判断材料となります。

※2 預貯金などに含まれるもの…資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

介護サービス利用料負担軽減事業

☎ いきいき長寿課☎ 2123

介護保険で受けられる居宅サービスなどの利用料自己負担額の一部を軽減する事業です。

☎ 住民税非課税世帯に属する方（世帯分離している配偶者が課税されている場合は対象外）、預貯金などが単身で1,000万円以下または夫婦で2,000万円以下の方

※令和6年度の軽減認定を受けている方には、申請書を後日送付します。

●軽減を受ける場合は助成申請が必要です

介護サービス利用後、サービス利用料の自己負担額軽減費を受け取るためには、助成申請が必要です。軽減認定を受けている方は、介護サービスをご利用後、忘れずに助成申請をしてください。

伊奈町敬老会



米寿・白寿を迎える方、金婚を迎えるご夫婦をご招待して開催します。

招待者▼

- ・米寿を迎える方（昭和13年生まれの方）
- ・白寿を迎える方（昭和2年生まれの方）
- ・金婚を迎えるご夫婦（昭和51年中またはそれ以前に婚姻されたご夫婦で、1年以上町に住所を有し、過去に市町村の金婚祝を受けていない方）

☎ 9月15日(祝)10時～ ☎ 総合センター

☎・☎ 金婚を迎えるご夫婦は、8月22日(金)までに婚姻日がわかるもの（戸籍謄本の写しなど）を持参のうえ、いきいき長寿課☎ 2125 窓口

※対象となるご夫婦へ個別の案内はしていません。

米寿・白寿の方には、8月中に出欠はがきを送付します。